

別 表

第1号訪問事業

【利用料一月単位一】

1割負担

2024.6.1

訪問型独自サービス費Ⅰ	1月につき 1,176円	事業対象者および要支援1・2の方で 1週間に1回程度 の訪問型サービスを利用の場合
訪問型独自サービス費Ⅱ	1月につき 2,349円	事業対象者および要支援1・2の方で 1週間に2回程度 の訪問型サービスを利用の場合
訪問型独自サービス費Ⅲ	1月につき 3,727円	事業対象者および要支援1・2の方で 1週間に2回を超える程度 の訪問型サービスを利用の場合
○介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 介護職員処遇改善に関する加算として介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定しており、1月あたりの利用料金に 24.5%加算 となります。		

※第1号訪問事業サービス利用料については、利用者負担割合証に基づき、利用料金をお支払いいただきます。利用料については1月あたりの包括単位で計算しております。利用回数および日割りによる請求については、市町村により異なりますので詳しくは事業所にお問い合わせ下さい。

※サービス提供責任者の労力に対する評価として、次にあげる加算を算定させていただきます。

○初回加算 200円/月

算定要件として、新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、初回に実施した第1号訪問事業サービスと同月内に、サービス提供責任者が、自ら第1号訪問事業サービスを行う場合又は他の訪問介護員と同行訪問した場合に算定させていただきます。

○緊急時訪問介護加算 10円/回

算定要件として、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画に無い訪問介護（身体介護）を行った場合に算定させていただきます。

別 表

第1号訪問事業

【利用料一月単位一】

2割負担

2024.6.1

訪問型独自サービス費Ⅰ	1月につき 2,352円	事業対象者および要支援1・2の方で 1週間に1回程度 の訪問型サービスを利用の場合
訪問型独自サービス費Ⅱ	1月につき 4,698円	事業対象者および要支援1・2の方で 1週間に2回程度 の訪問型サービスを利用の場合
訪問型独自サービス費Ⅲ	1月につき 7,454円	事業対象者および要支援1・2の方で 1週間に2回を超える程度 の訪問型サービスを利用の場合
<p>○介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 介護職員処遇改善に関する加算として介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定しており、1月あたりの利用料金に24.5%加算となります。</p>		

※第1号訪問事業サービス利用料については、利用者負担割合証に基づき、利用料金をお支払いいただきます。利用料については1月あたりの包括単位で計算しております。利用回数および日割りによる請求については、市町村により異なりますので詳しくは事業所にお問い合わせ下さい。

※サービス提供責任者の労力に対する評価として、次にあげる加算を算定させていただきます。

○初回加算 400円/月

算定要件として、新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、初回に実施した第1号訪問事業サービスと同月内に、サービス提供責任者が、自ら第1号訪問事業サービスを行う場合又は他の訪問介護員と同行訪問した場合に算定させていただきます。

○緊急時訪問介護加算 10円/回

算定要件として、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居サービス計画に無い訪問介護（身体介護）を行った場合に算定させていただきます。

別表

第1号訪問事業

【利用料一月単位一】

3割負担

2024.6.1

訪問型独自サービス費Ⅰ	1月につき 3,528円	事業対象者および要支援1・2の方で 1週間に1回程度 の訪問型サービスを利用の場合
訪問型独自サービス費Ⅱ	1月につき 7,047円	事業対象者および要支援1・2の方で 1週間に2回程度 の訪問型サービスを利用の場合
訪問型独自サービス費Ⅲ	1月につき 11,181円	事業対象者および要支援1・2の方で 1週間に2回を超える程度 の訪問型サービスを利用の場合
○介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 介護職員処遇改善に関する加算として介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定しており、1月あたりの利用料金に 24.5% 加算となります。		

※第1号訪問事業サービス利用料については、利用者負担割合証に基づき、利用料金をお支払いいただきます。利用料については1月あたりの包括単位で計算しております。利用回数および日割りによる請求については、市町村により異なりますので詳しくは事業所にお問い合わせ下さい。

※サービス提供責任者の労力に対する評価として、次にあげる加算を算定させていただきます。

○初回加算 600円/月

算定要件として、新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、初回に実施した第1号訪問事業サービスと同月内に、サービス提供責任者が、自ら第1号訪問事業サービスを行う場合又は他の訪問介護員と同行訪問した場合に算定させていただきます。

○緊急時訪問介護加算 10円/回

算定要件として、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画に無い訪問介護（身体介護）を行った場合に算定させていただきます。